平成３０年（フ）第６２号
熊本県合志市須屋2695番地524　ボナ・黒石206号
債務者　鈴木田研二
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　美季
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１号
福岡県大川市大字三丸172番地３コーポ田口３号
債務者　平田　祐代
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
函館市山の手２丁目34番13号　シェルオーロラ４　201号室
債務者　佐藤　裕紀
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２１号
北海道二海郡八雲町東町289番地19　ぐるーぷほーむホッと
債務者　小谷内光博
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第３５号
函館市深堀町21番10号　深堀ＹＫ　202号室
債務者　安原　和美（旧姓世羅）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第４号
宮城県登米市米山町中津山字鹿ノ畑21番地
債務者　木村　善則
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成３０年（フ）第５号
宮城県登米市中田町宝江黒沼字鶴ケ埣144番地６
債務者　小舘真智子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成３０年（フ）第２４号
静岡県掛川市国安764番地の１　齊藤方、前住所静岡県浜松市天竜区二俣町二俣165番地の１　メゾン21　Ｂ棟202
債務者　佐古田裕紀（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１７５号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘８棟412号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字細根111番地の１　コーポ出原201号
債務者　前田　勝子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６４号
岡山県総社市中原1005番地
債務者　木下　　進
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５６２号
岡山県倉敷市児島小川４丁目８番534号
債務者　松永　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５８号
岡山市中区江並408番地10　シャーメゾンアルモニー弐番館201
債務者　松﨑　美佳（旧姓髙畑）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７５号
岡山市南区富浜町４番７号　マリート富浜１－401
債務者　毛利　直美
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
沖縄県うるま市安慶名３丁目35番19号
債務者　天願　博充
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３９号
東京都立川市羽衣町１丁目１番１－602号
債務者　土井　康紀
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８２号
東京都小平市小川町１丁目2309番地ホワイトマンション205号
債務者　齋藤　妙子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部